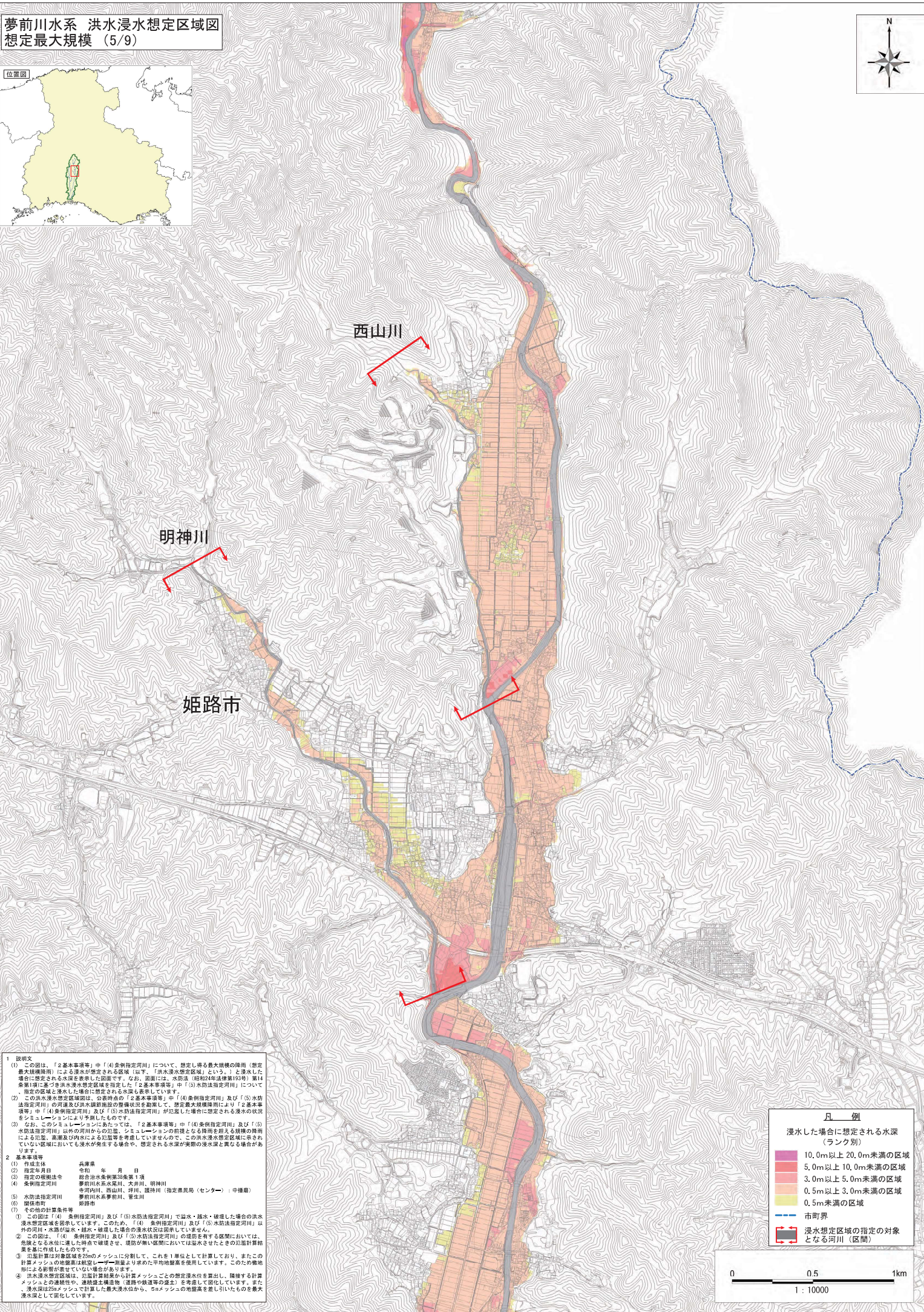
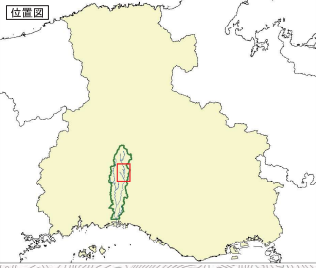


夢前川水系 洪水浸水想定区域図
想定最大規模 (5/9)



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」といふ。）と浸水した場合に想定される水深を表した図面です。なお、図面には、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について指定の区域と浸水した場合に想定される水深を表しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の状態を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が形成した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの流量、シミュレーションの初期となる降雨を得る指標の降雨による浸水、高潮及び内水による影響等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 指定年月日 令和 年 月 日

(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項

(4) 条例指定河川 夢前川水系水尾川、大井川、明神川、中井川、西山川、浮川、殿神川（指定根拠局（センター）：中播磨）

(5) 水防法指定河川 夢前川水系夢前川、菅生川

(6) 関係市町 姫路市

(7) その他の計算条件等

① この図は「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」で漏水・漏水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」以外の河川・水路が漏水・漏水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(4) 条例指定河川」及び「(5) 水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの応急計算結果を勘案して作成したものです。

③ 浸水想定区域は航空写真のメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、応急計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続土木構造物（道路や鉄道等の護土）を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水水位から、5mメッシュの地盤高を差引いたものを最大浸水深として図化しています。

凡 例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

10.0m以上 20.0m未満の区域
5.0m以上 10.0m未満の区域
3.0m以上 5.0m未満の区域
0.5m以上 3.0m未満の区域
0.5m未満の区域
市町界
洪水浸水想定区域の指定の対象となる河川（区間）

